

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成30年1月12日（平成30年（行情）諮問第14号）

答申日：平成30年4月19日（平成30年度（行情）答申第13号）

事件名：犯罪被害者等給付金を特定事件の被害者に支給する旨の裁定書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日に特定場所で発生した特定事件（請求者を加害者，被告人，賠償義務者とする特定裁判所 特定事件番号）において，その被害者（以下「本件被害者」という。）が被った損害について，犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）に基づいて，特定公安委員会がした同法11条に基づく犯罪被害者給付金を本件被害者に支給する旨の裁定書（写し）及び，国が上記裁定によって本件被害者に支払った犯罪被害者給付金に関する文書（支払請求書，領収書，支払通知書等及びこれらの写しを含む）の全て及びその他本件被害者に給付された犯罪被害者給付金の内訳，金額，支払日等が記載されている文書（の写し）の全て」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年7月24日付け平29警察庁甲情公発第123-2号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分について，不服である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る本件開示請求において，審査請求人は，本件対象文書の開示を求めている。

2 原処分について

本件対象文書は，仮に存在するとすれば，特定の個人に対し犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定及び当該裁定に基づく支給をするときに警察が作成又は取得した文書であると認められるところ，犯罪被害者等給付金

を支給する旨の裁定は、個人から申請があった場合に行われるものであり、特定の個人が犯罪被害者等給付金の申請を行ったか否かという情報は、法5条1号に掲げる不開示情報に該当し、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分は不服である旨主張する。

4 原処分の妥当性について

特定の個人に対し犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定及び当該裁定に基づく支給があったか否かという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである上、法5条1号イからハマまでのいずれにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

また、本件開示請求は、特定の個人に対し犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定及び当該裁定に基づく支給をするときに作成又は取得する行政文書の開示を求めるものであるため、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に対し犯罪被害者等給付金の支給をする旨の裁定及び当該裁定に基づく支給があったか否かという情報を開示することとなると認められる。

以上のとおり、本件対象文書は、当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなることから、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否し、不開示決定を行った原処分の判断は妥当である。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年1月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月22日 | 審議 |
| ④ 同年4月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

審査請求人は、開示請求者を「加害者、被告人、賠償義務者」とする特定事件において本件被害者が被った損害について、犯給法に基づいて犯罪被害者等給付金を本件被害者に支給する旨の特定公安委員会の裁定書、国

が同裁定によって本件被害者に支払った犯罪被害者等給付金に関する文書の全て及びその他本件被害者に給付された犯罪被害者等給付金の内訳、金額、支払日等が記載されている文書の全て（本件対象文書）の開示を求めている。

諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるとして、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否について検討する。

2 犯給法について

犯給法によれば、国は、犯罪行為による犯罪被害を受けた犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪被害者等給付金を支給することとされ（犯給法3条）、同給付金の支給を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、その裁定を受けなければならないこととされている（犯給法10条1項）。

3 本件対象文書の存否情報について

(1) 本件対象文書は、開示請求者を「加害者、被告人、賠償義務者」とする特定事件において、本件被害者に犯罪被害者等給付金を支給する旨の特定公安委員会の裁定書、国が本件被害者に支払った同給付金に関する文書及び本件被害者に給付された同給付金の内訳、金額、支払日等が記載されている文書である。

(2) 犯罪被害者に対して犯罪被害者等給付金を給付する旨の特定公安委員会の裁定は、上記2のとおり、犯罪行為により犯罪被害を受けた犯罪被害者が、同給付金の支給を受けるために、特定公安委員会に対し、同給付金支給裁定の申請を行うことに基づき行われるものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、特定事件において、開示請求者が「加害者、被告人、賠償義務者」であるという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。

(3) また、本件存否情報は、法5条1号ただし書イないしハに該当すると認めるべき特段の事情も存しない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久